

西宮市空家等対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市空家等対策の実施にあたり、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に規定する各種の措置を適正かつ公正に実施するための事務取扱に必要な事項について定める。

(特定空家等の判定)

第2条 市長は、別表1に基づき、法第2条第2項に規定されている「特定空家等」に該当するかの判定を行う。

(立入調査)

第3条 市長は、立入調査を行う者を選任するものとする。

2 法第9条第3項の規定に基づく立入調査をするときは、事前に立入調査事前通知書（様式第1号）により通知しなければならない。

3 法第9条第4項に規定する空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者の身分を示す立入調査員証は、様式第2号のとおりとする。

(助言、指導)

第4条 法第14条第1項の規定による助言は、口頭又は文書により行い、同項の規定による指導は、指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

2 勧告を行った後、その勧告を行った旨を税務部局へ通知（様式第5号）するものとする。

3 勧告を行った後、所有者等が当該特定空家等の管理不全な状態を改善した場合は、その旨を速やかに税務部局へ通知（様式第6号）するものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第7号）により行うものとする。

2 市長は、法第14条第4項の規定により、所有者等に対して意見を述べる機会の付与について、命令に係る事前通知書（様式第8号）により、提出期限を付して通知するものとする。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、法第14条第5項の規定に基づき意見陳述書（様式第9号）により命令事項についての意見を述べることができる。

4 市長は、第2項の通知書の交付を受けた者より公開による意見聴取の申し入れがあった場合は、法第14条第7項の規定により交付を受けた者に対し、通知書（様式第10号）により意見聴取の期日及び場所を通知するものとする。

5 市長が命令を行ったときは、法第14条第11項及び第12項の規定により標識（様式第11号）を設置するものとする。

（諮問）

第7条 市長は、第5条の勧告又は第6条の命令をしようとするときは、あらかじめ、西宮市空家等対策審議会に諮問するものとする。

（行政代執行）

第8条 市長は、法第14条第9項に規定の行政代執行を履行しようとするときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「執行法」という。）第3条第1項の規定による戒告を、戒告書（様式第12号）により行うものとする。

2 市長は、代執行をするときは、法第14条第9項の規定により措置命令に従わない者に対し、代執行令書（様式第13号）により通知するものとする。

3 執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証（様式第14号）とする。

（過料）

第9条 市長は、法第16条に規定する過料について、過料処分通知書（様式第15号）により対象者に通知するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、西宮市空家等対策関係課会議で協議し市長が別途定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

別表1（第2条関係）

特定空家等の判定

区 分		状 態	
1	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	建築物の著しい傾斜	部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られる。 建築物を調査できる状況にある場合、1/20超の傾斜が認められる。
		基礎及び土台	基礎が変形又は破壊している。
			土台が腐食又は破損している。
			基礎と土台に大きなずれが発生している。
		柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等	柱、はり、筋かいが腐食、破損、又は変形している。
			柱とはりにずれが発生している。
		屋根ふき材、ひさし又は軒	全部又は一部において不陸、剥離、破損又は脱落が発生している。
			緊結金具に著しい腐食がある。
		外壁	外壁が全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生している。
		看板、給湯設備、屋上水槽等	看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。
			看板、給湯設備、屋上水槽等が破損または脱落している。
			看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。
		屋外階段又はバルコニー	屋外階段、バルコニーの一部又は全部が腐食、破損又は脱落している。
			屋外階段、バルコニーが傾斜している。
門又は塀	門、塀の全部又は一部においてひび割れ、破損が生じている。		
	門、塀が傾斜している。		

2	著しく衛生上有害となるおそれのある状態	建築物若しくはこれに類するもの又はこれらに付属する工作物	吹付け石綿等が飛散し、暴露する可能性が高い状況である。
			浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
			排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
		ごみ等	ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
			ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
3	適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態	既存の景観に関するルールに著しく適合していない	景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。
			地区計画が定められている地区の景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。
		その他、周囲の景観と著しく不調和	屋根・外壁等が、外見上大きく痛んだり汚れたまま放置されている。
			多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
			看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。
			立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。
			敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

4	その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態	立木等	立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝、枯葉等が大量に散らばっている
			立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。
		空家等に棲みついた動物等	動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
			動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
			多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
			棲みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
			シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
		建築物等	周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。

(様式第1号：第3条第2項 立入調査事前通知書)

西環衛発第 号
平成 年 月 日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 様

西宮市長
〇 〇 〇 〇

立入調査事前通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定により、貴方様の所有する下記空家等について、立入調査を実施するので、立会いをお願いします。

については、法第9条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 対象となる空家等

所在地 西宮市〇〇町〇丁目〇番〇号
用途 住宅

2 立入調査日時

平成〇〇年〇月〇〇日（ ）

3 調査に当たり確認する内容

4 調査実施の責任 西宮市環境局環境総括室環境衛生課長 〇〇 〇〇
連絡先：0798-35-0002


- ・立入調査について不服を申し立てる又は拒否をされる場合は、必ず上記4の方まで連絡をしてください。
- ・立入調査を拒否された場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第2項の規定に基づき20万円以下の過料に処せられる場合があります。

以 上

(担当：空き地・空き家対策推進チーム)

(様式第2号：第3条第3項 立入調査員証)

(表面)

		〇〇交付第〇〇号
立入調査員証		
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p> <p>平成〇年〇月〇日 発行 (平成〇年〇月〇日まで有効)</p> <p style="text-align: right;">西宮市長 〇〇 〇〇 印</p>		

(裏面)

<p>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号(抜粋)第9条(略))</p> <p>2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 様

西宮市長
〇 〇 〇 〇

指 導 書

貴方様の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第1項の規定に基づき指導します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 西宮市〇〇町〇丁目〇番〇号
用途 住宅
所有者の住所及び氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

2 指導に係る措置の内容

(何をどのようにするかを具体的に記載)

3 指導に至った事由

(特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、当該状態が、

- ① そのまま放置すれば倒壊し、その他著しく保安上危険となるおそれがある状態
 - ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
 - ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ その他生活環境の保全等を図るために放置することが不適切である状態
- のいずれかを具体的に記載)

4 指導の責任者

西宮市環境局環境総括室環境衛生課長 〇〇 〇〇

連絡先：0798-35-0002

5 指導の期限

平成〇〇年〇月〇〇日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・上記5の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・当該特定空家等の存する敷地が、今後、勧告されることに至った場合、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

以 上

(担当：空き地・空き家対策推進チーム)

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 様

西宮市長
〇 〇 〇 〇

勧 告 書

貴方様の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、平成〇〇年〇月〇〇日付け西環衛発第〇〇〇〇号により必要な対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 西宮市〇〇町〇丁目〇番〇号
用途 住宅
所有者の住所及び氏名
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

2 勧告に係る措置の内容

(何をどのようにするかを具体的に記載)

3 勧告に至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、当該状態が、

- ① そのまま放置すれば倒壊し、その他著しく保安上危険となるおそれがある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観等を損なっている状態
- ④ その他生活環境の保全等を図るために放置することが不適切である状態
のいずれかを具体的に記載)

4 勧告の責任者

西宮市環境局環境総括室環境衛生課長 〇〇 〇〇
連絡先：0798-35-0002

5 勧告の期限

平成〇〇年〇月〇〇日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・上記5の期限までに正当な理由なく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・当該特定空家等が存する敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

以上
(担当：空き地・空き家対策推進チーム)

総務局税務部

資 産 税 課 長 様

環境局環境総括室

環境衛生課長

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告について（通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第2項に基づき下記の「特定空家等」の所有者等に対して勧告を行ったので、通知します。

記

1 勧告を行った特定空家等

所在地 西宮市〇〇町〇丁目〇番〇号

家屋番号 地番

所有者等の住所及び氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

2 勧告措置を行った日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 勧告を行った事由

以 上

総務局税務部

資 産 税 課 長 様

環境局環境総括室

環境衛生課長

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の解除について（通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第2項に基づき下記の「特定空家等」の所有者等に対して勧告を行っていましたが、当該措置について所有者等により改善措置が実施されましたので通知します。

記

1 勧告の取消しを行った特定空家等

所在地 西宮市〇〇町〇丁目〇番〇号

家屋番号 地番

所有者等の住所及び氏名

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

2 勧告措置を取消した日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 勧告を取消した事由

以 上

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 様

西宮市長
〇 〇 〇 〇

命 令 書

貴方様の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、平成〇〇年〇月〇〇日付け西環衛発第〇〇〇〇号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 西宮市〇〇町〇丁目〇番〇号
用途 住宅
所有者の住所及び氏名
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

2 措置の内容

(何をどのようにするかを具体的に記載)

3 命ずるに至った事由

(特定空家等がどのような状態にあつて、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)

4 命令の責任者 西宮市環境局環境総括室環境衛生課長 〇〇 〇〇
連絡先：0798-35-0002

5 措置の期限 平成〇〇年〇月〇〇日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないときは又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、当該措置について行政代執行のに移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第45条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に西宮市長に対し審査請求をすることができます。
- ・この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項及び第14条第1項により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に西宮市長を被告として提起することができます。

以 上

(様式第8号：第6条第2項 命令に係る事前の通知書)

西環衛発第 号
平成 年 月 日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 様

西宮市長
〇 〇 〇 〇

命令に係る事前の通知書

貴方様の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、平成〇〇年〇月〇〇日付け西環衛発第〇〇〇〇号により必要な措置をとるよう勧告をしましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置を講じられない場合には、法第14条第3号の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴方様は、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、西宮市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 対象となる特定空家等
所在地 西宮市〇〇町〇丁目〇番〇号
用途 住宅
所有者の住所及び氏名
〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇
- 命じようとする措置の内容
(何をどのようにするかを具体的に記載)
- 命ずるに至った事由
(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)
- 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
西宮市環境局環境総括室環境衛生課長 宛
送付先：西宮市西宮浜3丁目4番地
連絡先：0798-35-0002
- 意見書の提出期限 平成〇〇年〇月〇〇日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

以 上
(担当：空き地・空き家対策推進チーム)

(様式第9号：第6条第3項 意見陳述書)

平成 年 月 日

西宮市長 ○ ○ ○ ○ 様

提出者 住 所
氏 名
電話番号

印

予定される命令に係る意見陳述書

平成 年 月 日付け西環衛発第 号の命令に係る事前の通知書で通知のあった予定される命令事項について、下記のとおり意見を述べます。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在地
西宮市○○町○丁目○○番○号
- 2 命令事項に対する意見
- 3 その他当該事案に対する意見

(様式第10号：第6条第4項 公開意見聴取の期日及び場所の通知書)

西環衛発第 号
平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

西宮市長
○ ○ ○ ○

公開意見聴取の期日及び場所の通知書

貴方様の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められ、必要な措置をとるよう勧告をし、法第14条第3号の規定に基づき、当該措置をとることを命令する前に貴方様より法第14条第5項の規定に基づき、西宮市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取の請求がありましたので、下記のとおり公開による意見聴取を実施します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 西宮市○○町○丁目○○番○号
用途 住宅

2 意見聴取日時

平成○○年○○月○○日（ ）午前・午後○○時から

3 意見聴取場所

場所：○○○○○○○○○
住所：西宮市△△△△町△丁目△△一△
電話番号：(○○○○) ○○○○—○○○○

4 本件での問合せ先

西宮市環境局環境総括室環境衛生課
連絡先：0798-35-0002

以 上

(担当：空き地・空き家対策推進チーム)

(様式第11号：第6条第5項 標識)

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、平成〇〇年〇月〇〇日付け西環衛発第〇〇〇〇号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 西宮市〇〇町〇丁目〇番〇号

用途 住宅

2 措置の内容

(何をどのようにするかを具体的に記載)

3 命ずるに至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたしているか、具体的に記載)

4 命令の責任者 西宮市環境局環境総括室環境衛生課長 〇〇 〇〇

連絡先：0798-35-0002

5 措置の期限 平成〇〇年〇月〇〇日

以 上

(担当：空き地・空き家対策推進チーム)

(様式第 1 2 号 : 第 8 条第 1 項 戒告書)

西環衛発第 号
平成 年 月 日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 様

西宮市長
〇 〇 〇 〇 印

戒 告 書

貴方様に対し平成〇〇年〇月〇〇日付け西環衛発第〇〇〇〇号により貴方様の所有する下記特定空家等の（措置内容）を行うよう命じました。この命令を平成〇〇年〇月〇〇日までに履行しないときには、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 1 4 条第 9 項の規定に基づき、下記特定空家等の（措置内容）を執行いたしますので、行政代執行法（昭和 2 3 年法律第 4 3 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき貴方様から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- | | |
|----------------|---|
| (1) 所在地 | 西宮市〇〇町〇丁目〇番〇号 |
| (2) 用途 | 住宅 |
| (3) 構造 | 木造〇階建 |
| (4) 規模 | 建築面積 約 〇〇 m ²
延床面積 約 〇〇〇 m ² |
| (5) 所有者の住所及び氏名 | |

〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条及び第 45 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に西宮市長に対し審査請求をすることができます。
- ・この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項及び第 14 条第 1 項により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に西宮市長を被告として提起することができます。

以 上

(担当: 空き地・空き家対策推進チーム)

(様式第 13 号 : 第 8 条第 2 項 代執行令書)

西環衛発第 号
平成 年 月 日

〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号
〇 〇 〇 〇 様

西宮市長
〇 〇 〇 〇 印

代執行令書

平成〇〇年〇月〇〇日付け西環衛発第〇〇〇〇号により貴方様の所有する下記特定空家等を平成〇〇年〇月〇〇日までに(措置内容)するように戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴方様から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 (措置内容) する物件
西宮市〇〇町〇丁目〇番〇号
住宅(附属する門、塀を含む)約〇〇〇m²
- 2 代執行の時期
平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日まで
- 3 執行責任者
西宮市環境局環境総括室環境衛生課長 〇〇 〇〇
- 4 代執行に要する費用の概算見積額
約〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に西宮市長に対し審査請求をすることができます。
- ・この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項及び第14条第1項により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に西宮市長を被告として提起することができます。

以 上

(担当: 空き地・空き家対策推進チーム)

(様式第14号：第8条第3項 執行責任者証)

(表面)

執行責任者証	
〇〇交付第〇〇号	
環境局環境総括室環境衛生課長 〇〇 〇〇	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
平成〇〇年〇月〇〇日	
西宮市長	
〇 〇 〇 〇 印	
記	
1	代執行をなすべき事項 代執行令書（平成〇年〇月〇日付け西環衛発第〇〇〇〇号）記載の西宮市〇〇町〇丁目〇番地〇号の建築物の除却
2	代執行をなすべき時期 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第14条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

行政代執行（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

(様式第15号：第9条 過料通知書)

西環衛発第 号
平成 年 月 日

様

西宮市長 ○ ○ ○ ○

空家等の適正管理に関する過料処分通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第16条の規定により、金〇〇〇、〇〇〇円の過料の支払いを命じます。ついては、別に交付する納入通知書により上記金額を納付して下さい。

1 空家等の所在地
西宮市〇〇町〇丁目〇〇番〇号

2 空家等の構造及び規模

3 理由

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条及び第45条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に西宮市長に対し審査請求をすることができます。
- ・この処分の取消しを求める訴えをする場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項及び第14条第1項により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に西宮市長を被告として提起することができます。

以 上

(担当：空き地・空き家対策推進チーム)